附則第十五条第一項第五号	から第三項まで	
附則第十五条第一項第八号	又は第二十一条の二第一項	若しくは第二十一条の二第一項又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項
附則第十五条第一項第十一号	又は第二項	若しくは第二項又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項
附則第十五条第一項第十三号	から第三項まで	から第三項まで又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項
附則第十五条第一項第十六号	又は第二十七条の四の二第一項	若しくは第二十七条の四の二第一項又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項若しくは第四項
附則第十五条第一項第十九号	又は第二項	若しくは第二項又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項
附則第十五条第四項	又は第二十七条の二	若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項若しくは第四項

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条　旧令第五十四条の十七第一項第二号及び第二項第二号に規定する森林施業計画は、新令第五十四条の十七第一項第二号及び第二項第二号の規定の適用については、これらの号に規定する森林経営計画とみなす。

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告に関する経過措置）

第八条　新令第五十八条の規定は、平成二十三年度の地方税法第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等から適用する。

（総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置）

第九条　平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定の適用があった場合における新令附則第三十一条第四項から第七項まで並びに第三十三条第二十項から第二十六項まで、第二十八項及び第二十九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十一条第四項	法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び附則第三十三条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者

		法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項に規定する対象区域内家屋
		同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日	平成二十三年三月十一日
		法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋
附則第三十一条第五項	法附則第五十一条第五項		平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第五項
	同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日		平成二十三年三月十一日
附則第三十一条第六項	法附則第五十一条第六項		平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項
	同項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日		平成二十三年三月十一日
附則第三十一条第七項	前各項		第一項から第三項まで又は地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号。附則第三十三条第二十九項において「改正令」という。）附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される第四項から前項まで
	第六項まで		第三項まで又は平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項から第六項まで
附則第三十三条第二十項	法附則第五十六条第十三項		平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
	同条第十三項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日		平成二十三年三月十一日
附則第三十三条第二十一項及び第二十二項	法附則第五十六条第十三項		平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項
附則第三十三条第二十三項	法附則第五十六条第十四項		平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項
	同条第十四項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日		平成二十三年三月十一日